

リバタリアン・パターナリズムとインターネット青少年保護

—刈谷市児童生徒愛護会の取組を題材にして—

○氏名 齋藤長行 Nagayuki Saito

Keywords : スマートフォン、青少年保護、リバタリアン・パターナリズム、ナッジ、SCAT 分析

1 目的

本研究は、刈谷市児童生徒愛護会が市内の小中学生の保護者に講じた「夜 9 時以降は子どもの携帯電話・スマートフォンを保護者が預かる」という取組が、Thaler & Sunstein (2008) が提唱するリバタリアン・パターナリズムの要件である「選択の自由が妨げられているわけでも、選択肢が制限されているわけでも、選択が大きな負担にならない」という要件を満たすものであるかを検証することを目指す。さらに、その検証結果を踏まえて、青少年保護政策の実効性を高めるための方策について検討する。

2 方法

本研究では、愛護会が地域の保護者に対して講じた青少年保護の取組が Thaler & Sunstein が提唱するリバタリアン・パターナリズムの要件を満たすものであるかを量的・質的側面から検証する。量的な検証としては、保護者に対する意識調査データの分析を行う。この調査は、全国高校 PTA 連合会と連携し、保護者 1,438 人を被験者として、携帯端末の利用時間のルール設定に関する意識を紙筆式アンケートで実施したものである。質的な検証としては、コーディング分析の一手法である SCAT を用いて、愛護会の取組の主導者である刈谷市立雁が音中学校校長の国会での意見陳述テキストを分析する。分析の対象とするテキストは、第 186 回国会青少年問題に関する特別委員会第 5 号「青少年とインターネットをめぐる諸問題」における雁が音中学校校長の参考人意見陳述（口述文字数：4,726）を対象とする。

3 結果

量的検証として、保護者に対する意識調査の結果では、「夜 9 時」のアンカー値は、保護者にとって選択の大きな負担とはなっていないことが分かった。また、家庭のルールを設定群と非設定群に分けた保護者の利用を控える時間を比較分析したところ、設定群の保護者は、非設定群に比べて、早い時間帯を適切な終了時間として認識している傾向を示していることが示された。さらに、質的検証として、本取組の主導者の国会陳述テキストをもとにした SCAT 分析の結果から、本取組は保護者の選択の自由を妨げるものではなく、選択肢を制限するものではないことが明らかとなった。

4 結論

検証の結果から、本取組はリバタリアン・パターナリズムの要件を満たしているものと言える。リバタリアン・パターナリズムは、人々の自由選択の意思決定を奪うものではなく、あくまで意思決定の主体は当事者である。この政策理念は、政策立案側が青少年と保護者の自由な意思決定を阻害するものではない。この理念を基にしたナッジによる方策は、政策立案側の政策目的の達成だけにとどまらず、政策の対象となる人々にとっても有益な方策となるであろう。なぜなら、意思決定の最終決断は当事者である自分たちが決断するというプロセスを踏むからであり、その様なプロセスを経ることは、青少年と保護者に当事者意識を醸成することに有効になると考えられる。

【主要参考文献】

Thaler, R. H., & Sunstein, C. R. (2008). *Nudge- improving decisions about health, wealth, and happiness*, Yale University Press, London.